

天理よろづ相談所学園同窓会

臨時総会(天理大学ふるさと会医療学部会設立総会) **議事録**

年月日:令和5年(2023年)9月16日(土) 午前11時~午前11時45分

場所:天理大学ふるさと会館(天理大学9号棟) 2階ホール

来賓:太田登(ふるさと会会長)、屋宜譜美子(天理大学副学長)、山本弘(ふるさと会事務局長)

議長:森嶋良一(奈良県立医科大学付属病院)

◎[第1号議案] 2021年10月以降の事業報告について

・2021(令和3)年10月9日「天理よろづ相談所学園同窓会」記念総会の開催

・天理よろづ相談所学園同窓会常任役員会の開催

2021.10.20~2023.8.31 まで 10回開催(2023.8末現在)

<主な審議事項>

- (1)新会則のおよび会務の役割分担について
- (2)会報「憩の仲間」(創刊号、2号、3号)の企画、内容の分担、刊行および配布方法について
- (3)「天理大学ふるさと会」との統合(加入)について(主に入会金の取り扱い)
- (4)年度予算と会計報告について
- (5)入会金(10,000円)の徴収および徴収の現状について
- (6)名簿管理について(会員の把握、連絡先の確認等)
- (7)ホームページの運用について
- (8)「天理大学ふるさと会」新会則への本会としての立場について
- (9)「医療学部会」の新規約(案)の策定について
- (10)2023.4以降のふるさと会との関わりについて
- (11)2023.9.16開催の臨時総会について
- (12)その他

・天理大学ふるさと会との会議

1. 天理ふるさと会との打ち合わせ会議(2021.11.2~2022.10.4まで6回開催、終了)

本会からの出席者:市村会長、中村事務局長

<主な審議事項>

(1)ふるさと会への本会の入会について

ふるさと会への入会金は40,000円であり、本会が入会した場合入会金の有無について

→入会時点での本同窓会員の入会金は必要がなく、本会の入会金10,000円を支払った在校生も免除する。

(2)天理大学と天理医療大学の合併に伴うシステム・データ・ホームページの取り扱いについて

→両同窓会のホームページのすり合わせ、情報提供、今後の方策の検討

→現状の本同窓会ホームページは原則としてそのまま運用する。

2. 天理大学ふるさと会機構改革検討委員会(2021.12.3~2022.10.20まで6回開催、終了)

ふるさと会会長の諮問機関

本会からの出席者:市村会長、茶木副会長

<主な審議事項>

(1)現会則そのものの見直し、支部単位の活動組織の見直しがこの委員会の主な目的である。

(2)数回におよぶ「新会則(案)」の検討と策定

(3)新会則(案)に伴う諸規則の検討 →詳細は天理大学ふるさと会新体制実行委員会に委ねる。

3. 天理大学ふるさと会新体制実行委員会(2022.11.25～ 8回 続行中)

本会からの出席者:市村会長、茶木副会長

天理大学ふるさと会機構改革検討委員会からの答申を受け、具体的なふるさと会の体制作りを行う。新役員の役員選考委員会を兼ねる。

<主な審議事項>

(1)答申された新会則(案)の修正

(2)新会則に必要な諸会則、規約(ふるさと会支部・部会の設立に関する細則、役員選考委員会に関する内規、代議員の選出に関する内規など)の策定

(3)ふるさと会新体制組織図の作成

(4)委員会の任期は2024.3.31とする。→2024.4.1より新会則に基づく新体制が発足する。

(5)新役員選考(案)の審議

4. 天理大学ふるさと会事務局会議(2023.4.1より参加、続行中 月1回第2火曜日開催)

本会からの出席者:市村会長、相原副会長、茶木副会長、中村事務局長

・各部署からの活動報告と提出議題の審議

5.その他

常任理事会(3)、臨時理事会・評議員会(2)、地区別支部長会(1)、副会長会議(3)などに参加。

(市村会長)

→ 第1号議案 可決!

◎[第2号議案] 2021年10月以降の会計報告および監査報告について

	日付	名目	備考	金額
収入内訳		前年度繰越金		¥7,153,965
	2022/4/1	利子		¥25
	2022/10/1	利子		¥30
	2023/3	同窓会費 新規振込(未納分)	3名(¥10,000/1名)	¥30,000
収入総計				¥7,184,020
支出内訳	日付	名目	備考	金額
	2022/5/31	ホームページ保守費用	2022年度分(4月～9月)	¥151,800
		-手数料		¥440
	2022/11/11	ホームページ保守費用	2022年度分(10月～2023年3月)	¥151,800
		-手数料		¥440
	2022/12/21	ホームページ・名簿管理システム費	2023年度分	¥13,200
支出総計				¥317,680
2022年度収支結果				0

天理よろづ相談所学園同窓会会計

尾上 成久

監査報告

天理よろづ相談所学園同窓会の会計報告を監査した結果、誤り無く妥当であることを報告いたします。

天理よろづ相談所学園同窓会監事

西口見里

下村大樹

➡ 第2号議案 可決!

◎[第3号議案] 「天理大学ふるさと会 医療学部会」設立とその「規約(案)」について

天理大学ふるさと会 医療学部会 規約 (案) 主な改正点:アンダーライン

第1章 総則

第1条 この規約は、天理大学ふるさと会(天理市杣之内 1050 番地 ふるさと会館内 以下、本会という。)の「天理大学ふるさと会支部・部会の設立に関する細則」(以下、「支部・部会細則」という。)の規定により定める。

(名称)

第2条 本会会は「天理大学ふるさと会医療学部会」(以下、「医療学部会」または「本会会」という。)と称する。

(目的)

第3条 本会会は、ふるさと会本部との連携をはかりながら、会員相互の交流とともに母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会会は、その目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 会員相互の交流を高めるために必要な会合などを開催すること。
- (2) 会員のデータを整備し管理すること。
- (3) その他、本会会にとって必要な事業を企画し実施すること。

(事務所)

第5条 本会会は、事務所を天理市別所町 80-1、天理大学別所キャンパス内に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会会は、会員と会友(在學生)をもって構成する。

2 つぎの資格を有する者を本会会の会員とする。

(1)会員

天理高等看護学院、天理衛生検査技師学校、天理看護学院、天理医学技術学校、天理医療大学、天理大学医療学部を卒業した者、および前記諸学校に在学した者でふるさと会本部の代議員会で承認された者であること。

(2)会友

天理大学医療学部の在學生であること。

(3)特別会員

常任役員会で承認された者。

第3章 役員構成

(役員等)

第7条 本部会は、役員として以下の部会長、副部会長、幹事長(事務局長)、幹事、会計、および監査を置く。なお、構成人員は第18条に定める各部門から3~4名ずつ選出し、つぎの役員を決定する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 3~5名
- (6) 監査 2名

(任務)

第8条 部会長は、本部会を代表し規約を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは部会長代行としてその職務を代行する。
- 3 本部会の事務局は、原則として幹事長方に置くこととし、幹事長は、部会長の命を受けて会務を総括する。
- 4 会計は、本部会の会計を管理する。
- 5 幹事は、幹事長の命を受けて本部会の会務(会報発行、総会運営、ホームページ管理など)を分掌する。また、本部会の運営と会務の執行にあたる。
- 6 監査は、本部会の会務ならびに会計を監査する。

(任期)

第9条 各役員の下線付きの任期は、2年とする。欠員により補充された役員の下線付きの任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任の際の連続任期には加算しない。

- 2 各役員の下線付きの再任を妨げない。

第4章 総会

(通常総会)

第10条 通常総会は、年1回開催するものとする。開催を事前に本会に報告する。

- 2 総会は書面またはSNSなどにより開催することもできる。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、必要に応じて開くものとする。開催を事前に本会に報告する。

(招集)

第12条 通常総会および臨時総会は、部会長がこれを招集する。

(報告事項)

第13条 つぎの事項は、通常総会に報告するとともに、本会にも報告する。

- (1) 事業に関する計画と報告
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) 予算と決算に関する事項
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) その他、重要な事項

(議決)

第14条 総会の決議事項は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第15条 総会の議事録は、部会長および副部会長が署名捺印のうえ、電子媒体として事務局に保管するものとする。また、適宜ホームページにアップデートするものとする。

第5章 会議

(会議)

第16条 本部会の会議は、常任役員会(以下、「役員会」という。)とし、部会長が招集する。

2 議長は、部会長とする。

第17条 役員会は、部会長、副部会長、幹事長、会計、幹事、および監査で組織する。

2 役員会は、部会の業務執行の決定を掌る。

3 役員会の開催は、原則として年4回とし、部会長が認めた時は、臨時にこれを開くことができる。

4 緊急を要する場合は、部会長および副部会長、幹事長(以下、「三役」という。)の承認によって会議に代えることができる。ただし、次回の役員会において報告しなければならない。

5 役員会は、会則の改正、その他総会に提出する重要事項を審議し、細則の制定・改廃、その他部会の運営に関する重要事項を審議する。

6 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 役員会の議事録は、幹事長が作成し、三役が署名捺印のうえ、変更不可能な形式(PDF ファイルなど)の電子データにて保管するものとする。

第6章 部門

(部門の設置)

第18条 本部会は、看護学院部門、医技校(医学技術学校)部門および大学部門を置く。

2 幹事の3名は、各部門の長を兼務する。

第7章 会計

(会計年度)

第19条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(収入)

第20条 本部会の経費は、本会からの助成金、寄付金、基本金およびその他の収入をもって充てる。

(資産管理)

第21条 部会長は、本部会の資産管理者となる。

(予算)

第22条 本部会の予算執行は、役員会の承認を得なければならない。急を要する場合は、三役により審議し、決定する。

(決算)

第23条 本部会の決算は、会計年度終了時の役員会において承認を得なければならない。

2 部会長は、通常総会の日より 2 週間前までに第 13 条に掲げる書類を、幹事長に提出しなければならない。

3 決算に剰余金があるときは、基本財産に繰入れ、または次年度に繰越することができる。

(保存)

第 24 条 会計に関する記録は、事務局が作成し、三役が署名捺印のうえ、変更不可能な形式の電子データにて保管するものとする。

第8章 規約の改廃

(規約改廃)

第 25 条 この規約の改廃は、総会において出席会員の 2 分の 1 以上の同意を得て行うことができる。

2 改廃内容については、本会へ報告する。

附則 1. この規約は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

➡ 第 3 号議案 可決!

◎[第4号議案] 役員改選について

令和6・7(2024-2026)年度役員

役員名	氏名	部門	卒業期	備考(主な担当)
部会長	市村 輝義	医技校	医技 2期	
副部会長	清水 あい子	看護学院	第2看護21期	
副部会長	田村 早紀	大学	大学臨検 3期	
幹事長	畑中 徳子	医技校	医技14期	事務局長
会計	植東 ゆみ	医技校	医技26期	
幹事	小沼 真佐代	看護学院	第2看護21期	看護学院部門長
幹事	木寺 英明	医技校	医技 9期	医技校部門長
幹事	矢谷 祥代	医療大学	大学看護 6期	医療大学部門長
幹事	高田 幸恵	看護学院	第1看護 3期	事務局
幹事	山崎 健太	医療大学	大学臨検 4期	事務局
監査	小笠原 芳恵	看護学院	第1看護 4期	
監査	山村 信也	医療大学	大学臨検 7期	
オブザーバー	茶木 善成	医療大学	大学臨検 1期	

凡例 第1・2看護:看護学院第1・2看護学科

医技校/医技:医学技術学校

大学看護:医療大学看護学科

大学臨検:医療大学臨床検査学科

➡ 第 4 号議案 可決!

◎[第5号議案] その他

1. 新規約・新役員の執行開始について

(1)新役員の執行開始を2024年4月1日からとする。

(2)現行役員の任期を2024年3月31日までとする。

→ 第5号議案 可決



ふるさと会館ホール 会場



市村輝義 部会長



太田登 ふるさと会会長



屋宜譜美子 天理大学副学長